

## 玄海町合宿促進事業補助金交付要綱

平成31年3月18日

玄海町告示第29号

玄海町要綱第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光客及び合宿を誘致することによる経済の活性化並びに地域交流を推進するため、町内の宿泊施設又は玄海町旅館組合員が所有する宿泊施設（以下「町内の宿泊施設」という。）に宿泊する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、玄海町補助金等交付規則（令和5年玄海町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象事業とは、補助金の対象となる宿泊が伴う活動をいう。
- (2) 補助対象者とは、補助金の交付を受けることができる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 小学生以上の者が5名以上で、町内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設に宿泊すること。
- (3) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。）が企画する遠足・修学旅行に伴う宿泊でないこと。
- (4) 政治的又は宗教的活動若しくは営利を目的とするものでないこと。
- (5) 国、都道府県その他地方公共団体等から補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。

2 前項の補助対象者は、自己又はその役員が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 第1項の補助対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人であってはならない。

（交付の対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、1回につき20万円を限度とする。

対象経費	補助金額
宿泊費	町内の宿泊施設に宿泊した延べ宿泊数に、1,000円を乗じた額
地域交流費	対象となる活動に参加した延べ人数に、500円を乗じた額。 ただし、実施回数は宿泊日数を上限とし、延べ交流人数は延べ宿泊者数を上限とする。

- 2 前項の規定による地域交流費の対象となる活動（以下「地域交流活動」という。）とは、町内で実施する次の各号のいずれかに該当する活動とする。
- (1) 自然、歴史又は文化に関する観光施設の見学又は利用
  - (2) 強化練習、交流試合の実施、地域住民等を対象としたスポーツ教室、文化教室又は講演会等への参加
  - (3) 伝統的なまつり、食又は産業文化祭等のイベントへの参加
  - (4) 飲食店での食事又は町内事業者が製造する弁当の購入
  - (5) 玄海海上温泉パレアの利用
  - (6) その他町長が地域交流として認めるもの
- （補助対象年度）

第5条 1回の補助対象事業が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該事業の最終宿泊日の属する年度とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書及び規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第1号とする。

2 前項の補助金交付申請書及び実績報告書は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 宿泊証明書(様式第2号)
- (2) 事業報告及び収支決算(見込)書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前項の規定により複数の団体が同一の地域交流活動による申請の場合においては、補助対象事業を主催する団体又は1団体がまとめて申請することができる。

4 第2条第2項に規定する地域交流活動を行ったときは、交付申請書及び実績報告書と併せて地域交流活動報告書(様式第5号)を町長に提出するものとする。この場合において、活動写真、領収書その他の証明するものを添付しなければならない。

5 第1項の補助金交付申請書及び実績報告書の提出期限は、宿泊終了後30日以内とし、提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は様式第6号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(玄海町合宿等誘致補助金交付要綱の廃止)

2 玄海町合宿等誘致補助金交付要綱(平成24年玄海町告示第106号)は、廃止する。

(玄海町合宿等誘致補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の玄海町合宿等誘致補助金交付要綱(以下「旧合宿要綱」という。)第2条の規定により行われている同条各号に掲げる行事等に関しては、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

4 旧合宿要綱第6条による交付申請及び実績報告書は、この要綱第6条の規定による交付申請及び実績報告書とみなす。

附 則（令和5年3月31日要綱第58号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。